

生駒市議会規則第2号

生駒市議会事務局規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年4月1日

生駒市議会議長 中谷 尚敬

生駒市議会事務局規則の一部を改正する規則

生駒市議会事務局規則（平成2年3月生駒市議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第9条第11号中「工事の施行」の次に「、修繕、業務委託、物品の購入及び印刷製本等の起工」を加え、同条第13号中「重要物品の管理換え及び」を削り、「500万円未満」を「200万円以上1,000万円未満」に改め、同条第14号中「300万円」を「500万円」に改め、同条第16号中「次条第14号」を「次条第16号」に改める。

第10条第15号中「第20条第17号」を「第20条第19号」に改め、同号を同条第17号とし、同条第14号を同条第16号とし、同条第13号中「300万円」を「500万円」に改め、同号を同条第15号とし、同条第12号の次に次の2号を加える。

(13) 1件50万円未満の財産（物品を除く。）の交換及び処分に関する事。

(14) 備品の管理換え及び1件200万円未満の備品の処分に関する事。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。